

## 駒場祭委員会の会計に関する最終報告書

### 1. はじめに

本報告書は、第73期駒場祭委員会(以下「KFC73」と記す。他の年度も同様。)が公表した「留保金」問題の原因の究明を財務局で昨期から継続して行い、その最終的な調査結果をまとめたものである。

※「留保金」問題についてはKFC73の総会公示を参照のこと。

### 2. 前提知識

弊委員会の所有している財産は三井住友銀行口座、三菱UFJ銀行口座、ゆうちょ銀行口座および委員会室の金庫内の現金が該当する。

### 3. 昨期中の本問題の経緯

#### (1)問題の発覚

2022年の夏季休暇中の9月に、財務局内でKFC72決算の監査資料作成のための準備を行う前に、上記3口座および金庫内の総額を集計したところ、KFC72末期(2022年4月末段階)時点でKFC72の決算での「次年度繰越金」と実際の繰越金額で総計¥7,030,410-のずれが確認された。

これを受け、10月中旬の補正予算総会にてこの金額分を「留保金」としてKFC73補正予算に計上し、この問題の調査が進展するまでこの予算枠を使用しないということが決議され可決された。

#### (2)調査の進展:過去決算の確認

第73回駒場祭後、春季休暇中に財務局内で再度KFC72決算監査資料作成を本格化させ、同時に留保金について調査を行った。

デジタル化された過去のデータのアーカイブを調査したところ、KFC63~KFC71までの決算資料を入手でき、それら資料を参照すると以下の事実が発覚した。

#### 繰越金の推移

KFC63決算「前期繰越金」:¥20,894,143-

KFC63決算「次期繰越金」:¥21,595,379-

KFC64決算「前期繰越金」:¥21,594,938-

KFC64決算「次期繰越金」:¥21,682,525-

KFC64決算純支出における「設備積立金」:¥500,000-

KFC65決算純支出における「設備積立金」:¥866,343-(「前期繰越金」にあたる項目なし)

KFC66決算純収入における「設備積立金」:¥866,343-  
KFC66決算純支出における「設備積立金」:¥2,223,532-

KFC67決算純収入における「設備積立金」:¥2,223,532-  
KFC67決算純支出における「設備積立金」:¥1,213,582-

KFC68決算収入における「設備積立金」:¥1,038,306-  
KFC68決算支出における「設備積立金」:¥1,805,964-

KFC69決算収入における「設備積立金」:¥1,805,964-  
KFC69決算支出における「設備積立金」:¥2,628,537-

KFC70決算における「前年度繰越金」:¥2,628,537-  
KFC70決算における「次年度繰越金」:¥3,539,916-

KFC71決算における「前年度繰越金」:¥3,539,916-  
KFC71決算における「次年度繰越金」:¥5,327,533-

以上、まとめると

・KFC64→65にかけて「繰越金」に相当する項目が消えている。

(額として ¥20,863,149-)

・代わりに「設備積立金」という項目が発生し、KFC70で「繰越金」と名称を改め、書面上はKFC72まで残っている。

(3) 調査の進展: 定期預金口座の発見

2.で述べた前提知識における3つの口座はすべて普通預金口座であり、それらおよび金庫内の現金とKFC72決算の「次年度繰越金」のずれは、(2)で発覚した書面上の消失金額(¥20,863,149-)のうちたった¥7,030,410-であるため、どこかに引き継がれていない口座があると考え、委員会室内の財務局保有の金庫および鍵付き倉庫内の調査を行った。

その結果、他の普通預金口座の繰越済み通帳と共に三菱UFJ銀行の定期預金口座を発見した。その口座には2023年4月現在¥15,000,000-の預金が存在した。

よって、繰越金のずれは合計¥22,030,410-であると考えられる。(KF73期末における実際の金額で算出したところ正確には¥22,074,366-であった。)

以上が本問題についてのKFC73で報告された調査結果である。

#### 4. 今期の調査

KFC74で行った調査とその結果について記す。

(1) 調査方法

KFC73での調査結果をもとに過去のKFCの関係者らに聞き取りを行い、事実関係を整理したのち、それを過去資料と照合し確かめた。

(2) 調査結果

以下の事実が判明した。KFC64から時系列順に記す。

KFC64

・繰越金

「繰越金は緊急時以外基本的に手をつけずに引き継ぐものである」という認識のもと、次期繰越金¥21,682,525-を決算の支出に計上した。

・設備積立金

本予算編成時は協賛収入を見込み額で計上していたが結果的に想定より大幅に多くなったために、補正予算編成の段階でその余剰分の用途を検討した。

その結果、数年にわたって使用する高額資材の費用等に充てる積立金として設備積立金¥50,000-を補正予算に計上した。また、同時に総務局でバルーン照明の購入費を追加で計上したが、納期の都合上これを執行することができなかった。

この予算も合わせ、決算では計¥500,000-を設備積立金として計上した。これは繰越金とは異なり、次期以降の判断により自由に処分できるものという認識であった。

KFC65

・繰越金

前述の繰越金に関する認識をもとに単年度収支に注目し、前期繰越金及び次期繰越金を決算資料に記載しなかった。ただし、繰越金の引き継ぎ及び運用自体は行った。

・設備積立金

KFC64から引き継いだ設備積立金が決算資料に計上されておらず、これも予決算外に移動したと思われる。また、KFC65の単年度収支から新たに¥866,343-の黒字を設備積立金として決算の支出に計上し引き継いだ。

すなわち、KFC64からKFC65に引き継がれた財産が予決算資料上から消失したことになる。

KFC66

・繰越金

KFC65と同様、前期繰越金・次期繰越金ともに引き継いでいるものの決算資料には記載しなかった。

前述の「基本的に手をつけずに引き継ぐ」、「使わない」繰越金は定期預金口座の財産がこれに当たると認識し、この財産については特に手をつけなかった(利子も決算に計

上していない)。

・設備積立金

KFC65から引き継いだ¥866,343-を決算収入に計上した。これにKFC66単年度で生じた黒字を加え、設備積立金¥2,223,532-を決算支出に計上した。

また、ステージの調達費用に充てる積立金として「ステージ積立金」を別途¥1,500,000-計上している。

この時点で「設備積立金」が実質的に繰越金として運用されている。この後も「繰越金」は予算や決算の書面上に現れずに引き継がれていったが、第73期までに存在の引き継ぎがうまく行われなくなり、運用されなくなったものと考えられる。

(3)裏付け資料

この聞き取り結果を裏付ける資料として、各期の財務局長の引き継ぎの際に発行され、その時点での委員会の総財産の金額について同意した「現金・預貯金引継ぎ確認書」が確認された。各期の金額は以下の通りである。

KFC64→65 ¥22,182,525-  
KFC65→66 ¥24,338,640-  
KFC66→67 ¥24,041,515-  
KFC67→68 ¥22,869,417-

繰越金が予決算の書面上に計上されなくなった後も委員会の財産として存在していることが確認できる。

5. 財務局の見解

上記の調査結果を受け、本問題について財務局としての見解を述べる。

(1)留保金について

KFC64以前の決算では収入および支出にて繰越金として計上されていたこと、予決算の書面上から消えた後も運用されていたとの聞き取り結果が得られていること、また現金・預貯金引継ぎ確認書によりそれが裏付けられていることから、弊委員会の財産であるものと考えられる。実際、決算資料上で消失したKFC64からKFC65への繰越金および設備積立金は計¥22,182,525-であり、留保金¥22,074,366-と近い額になっている。

本来この分の財産で利益を得るはずであった過去の駒場生に対しては直接還元はできないため、駒場祭委員会の予算に組み込み駒場祭の運用にあてることで駒場生の利益に繋げることが最善と考える。

(2)本問題の原因について

繰越金を予決算資料に記載しなかったこととその事実・意図が適切に引き継がれなかったことが本問題の原因である。これを受け、二度とこのような問題が起こらないよう、

予算および決算資料には全財産を計上するという原則や本問題の詳細および原因を確実に以降の財務局長に引き継ぐことを徹底する所存である。

## 6. 本問題についての対応

本問題については相互監査協定の五団体や他選出母体に報告を行いつつ、第72期の相互監査にて本件に関する報告書を含め決算の承認を得る予定である。

また、8/6に開かれた第3回委員会総会にて以下の決議が取られた。

### 【決議文】

第73期駒場祭委員会より引き継いだ「留保金」を「本予算案」にて収入に計上し、特に用途の制限を受けない駒場祭委員会の一般的な財産として扱う。

その後、8/29に開かれた第2回企画代表者会議で調査結果および第3回委員会総会での決議について企画向けに説明を行い、本報告書を公開するに至った。